道路法令関係 Q&A

道路上の違法放置車両の措置について

道路局路政課

No.

〈道路局路政課のダイ蔵係長と

シンイチ 係長、もう八時過ぎですね。おなか減新人係員シンイチのある金曜日の夜の一コマン

りましたー。まだ帰らないんですか?

じゃないの? 日は土曜日だし、デートの約束でも入ってるんってきてね、気にしないで先帰っていいよ。明めてきてね、気にしないで先帰っていいよ。明

運動会があるんでそれに出る予定なんです。シンイチ(いやいや、明日は家の近くの町内会で

おさら早く帰らないとだめじゃないか。ダイ蔵(ヘー、それは面白そうだね。じゃあ、な

受けた件があって、ご相談しようと思ってたんとを忘れてました! 昨日電話で問い合わせをいこととかないの?

な?

すべきだよね。シンイチ君はどう考えたのか

ダイ蔵 なになに、それは大事な話じゃないか。

どんな相談だったの?

ランイチ えーと、ある町役場の道路管理部門の方からの問い合わせだったのですが、山を走っている町道でいわゆるポンコツ車(事故かなにかで大部分が大破している模様。ただ、ナンバーはついていて所有者は確認できるとのことがが、道路管理者として、どのような措置をとることができるのかという質問だったんですよ。でも道路にそんなものが置かれたままだったら、他の通行者の安全な通行を阻害しかねないし、道路管理者としてすみやかに適切な処置をし、道路管理者としてすみやかに適切な処置を

んと、あ、係長わかりました。道路法第六七条です…。(道路法令総覧をめくりながら)うー来週じっくり考えようと思っていたところなんシンイチ 実は少し考えて分からなかったんで、

て移動すればいいのではないでしょうか。の二の違法放置物件に対する措置の規定を使っ

ダイ蔵 うーん、目の付け所としてはいいけど、第六七条の二をよく読んでみた? 当該規定を使えるのは「道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない場合」であって、極めて限定された場合でしか適用されないんだよね。しかも対象物としては「車両」となっているから、問い合わせのあったケースではポンコツ車両で大破しているのだから、車両と呼ぶのは難しいだろうね。

シンイチ そうかー。たしかに道路法解説にはシンイチ そうかー。たしかに道路法解説には であまり交通量も多くないところみたいなのであまり交通量も多くないところみたいなのであまり交通量も多くないところみたいなのであまり交通量も多くないところみたいなので、厳しいかもしれませんね。

ダイ蔵 そのとおり。基本的に道路上の車両の放 置に対しては、道路交通法に基づく警察による 適時適切な取締りを期待すべきだし、道路法上 は道路上に車両をとめておくことも通行の一形 まであって、違法な行為には当たらないと解されるんだ。だけど、道路で通法に基づく警察による

のも大事な要素であるから、その使用についてのも大事な要素であるから、その使用についての改築等のため緊急やむを得ない場合)に限るの改築等のため緊急やむを得ない場合)に限るのが妥当と言えるだろうね。

シンイチ なるほどー、勉強になります。あ、係の適用は考えられませんか? 道路上に違法放置物件が置かれている場合で、道路の構造に損置を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合に、道路管理者が自ら当該放置物件を除去し、又は命じた者等に除去させることができるという規定でこのケースにもあてはよりそうな気がするんですが。

ダイ蔵 うーん、またまた視点としてはいいけど もう少しだね。第四四条の二による措置を行う 要件として、条文には「当該違法放置物件について 有者、所有者その他当該違法放置物件について をないため」と書かれているね。

当しないことにならないかな? 然所有者等がわかるはずだから当該要件には該いているわけだから 警察署等に照会すれば当い

説にも道路管理者は必要に応じ、放置場所付近 説にも道路管理者は必要に応じ、放置場所付近 店有者等を特定するために一定の努力を果たし 占有者等を特定するために一定の努力を果たし た上で分からない場合に、初めて第四四条の二 た は 適用できるんですね。

ダイ蔵その通り。あと、付け加えの論点として、 車両 余地はあるかもしれないね。 省道政発第六〇号建設省道路局路政課長通達)。 されているんだよね(平成三年一一月一日建設 除く。)が含まれないものであること。」が確認 だ。当時の通達の中でも「違法放置物件には、 きることを可能とするという趣旨で作られたん 損害を防ぐために早急に違法放置物件を除去で み、道路管理者としても道路構造に及ぼすべき に重大な支障を及ぼしていた当時の状況に鑑 の放置物件が多数道路上に放置され、道路交通 ンクリート破片、段ボール、タイヤや空き缶等 当該規定は平成三年に創設されたんだけど、コ は想定されていないことは知っているかな? そもそも当該規定は通常の車両に適用すること みたいだし、廃棄されているものと認められる ただ、今回のケースでは大部分が大破している (廃棄されているものと認められるものを

シンイチ そうか。じゃあ今回のケースもナンバ

れないけど、第七一条に基づいて監督処分をす

なんですね。れば第四四条の二を使って除去することは可能ーがなくて占有者等が特定できないと認められ

ダイ蔵 うん、そういうことになるね。ただ、違法放置物件の処理については道路管理者だけでなく、警察も行うことであるから緊密な情報交換を行う必要があるし、平成三年の通達で「違法放置物件が現金・有価証券や貴重品等の場合には、道路管理者は、当該違法放置物件が放置されていた場所を管轄する警察署の署長に連絡して遺失物法に定める手続をとること。」(同通達)とされていて、財産価値がある程度認められるものについては遺失物法の手続きに従うことになっているんだ。

シンイチ そうなんですねー、道路の管理のためといっても、道路管理者が一元的に行うわけにはいかないんですね。(道路法令総覧をめくりはいかないんですね。(道路法令総覧をめくりは、法第七一条第一項の監督処分によってそのは、法第七一条第一項の監督処分によってそのは、法第七一条第一項の監督処分によってそのないて監督処分はできるのでないでしょうか?がて監督処分はできるのでないでしょうかりありましたが、今回のケースも第七一条に基づありましたが、今回のケースも第七一条に基づありましたが、今回のケースも第七十条に基づありましたが、今回のケースも第七十条によっている。

ることは可能だと考えられるね

シンイチ そうですよね、第四三条第二項に違反 から、今回のケースにも当てはまりますね。 処分の相手が当然分かっていることが必要です ぼす虞のある行為」をしているし、第七一条は して「みだりに道路に土石、竹木等の物件をた い積し、その他道路の構造又は交通に支障を及

ダイ蔵 そういうことだね、難しかったけど勉強 になっただろう。

シンイチはい、係長、長々とすいませんでした。 先に帰らせて頂きます。 もうこんな時間だし、明日のためにも今日はお

ダイ蔵 そうだね。じゃあ、このままじゃかわい 事件があったと思うけど、それはどれくらいの 故を引き起こしてしまい、 そうだから、最後にシンイチ君でも分かる簡単 ていることを知らずに対処しなかったために事 例(※)上、道路管理者が故障車両が放置され たから、たやすい問題だと思うけど最高裁の判 な問題を出してあげよう。去年、試験勉強して 賠償責任を問われた

ダイ蔵 こらー、待てー。 シンイチえーと、えーと、 に向けてランニングして、家に帰りまーす。 ようなら~(猛ダッシュで部屋から逃走)。 じゃあ明日の徒競走 さ

時間だったっけ?

※…最高裁昭和五〇年七月二五日判決

看視体制をとっていなかったために放置の事実すら知らず、安 道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、 ったのは道路管理者において道路管理に瑕疵があったと認めた 全を保持するために必要とされる措置をまったく講じていなか にわたって放置されていたために起きた事故に関し、判例は、 (昭和二十七年六月十日法律第百八十号)。 幅員七・五mの国道の中央線付近に故障大型車が約八七時間

(参照条文

(道路に関する禁止行為

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはなら ない。

- 一みだりに道路を損傷し、又は汚損すること
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をするこ

(違法放置物件に対する措置

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違 場合であつて、当該違法放置物件の占有者、所有者その他当 この条において「違法放置物件」という。)が、道路の構造に れた当該車両の積載物その他の道路に放置された物件(以下 反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置さ 項の規定により必要な措置をとることを命ずることができな ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一 て「違法放置物件の占有者等」という。)の氏名及び住所を知 該違法放置物件について権原を有する者(以下この条におい 損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる いときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた 者若しくは委任した者に除去させることができる。

長時間放置された車両の移動等

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委 任を受けた者は、道路の改築、 両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えな 両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車 車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車 得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された る工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを を移動することができる。 に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両 動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段 十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移 合において、 い道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場 当該車両が放置されている場所からの距離が五 修繕若しくは災害復旧に関す

2 5

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者 は道路を原状に回復することを命ずることができる。 生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しく の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により 道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含 若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、 て与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、 に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつ 以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれ らの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又 は承認に付した条件に違反している者
- づく命令の規定による許可又は承認を受けた者 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基

2 \ 8

(略)